

# 決 算 報 告 書

---

(第 6 期)

自 令和 5 年 4 月 1 日  
至 令和 6 年 3 月 31 日

一 般 社 団 法 人 天 理 文 化 の 会  
奈 良 県 天 理 市 三 島 町 3 7 9 番 地

# 貸借対照表

一般社団法人 天理文化の会

令和 6年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>【 1,346,057】</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>【 1,112,760】</b>
現金及び預金	1,346,057	未払法人税等	71,000
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>【 1】</b>	前受金	1,000,000
(有形固定資産)	( 1)	預り金	41,760
一括償却資産	1	<b>【固 定 負 債】</b>	<b>【 1,779,793】</b>
		役員借入金	1,779,793
		<b>負 債 合 計</b>	<b>2,892,553</b>
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 Δ1,546,495】</b>
		資本金	0
		(利益剰余金)	( Δ1,546,495)
		その他利益剰余金	Δ1,546,495
		繰越利益剰余金	Δ1,546,495
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>Δ1,546,495</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,346,058</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>1,346,058</b>

# 損益計算書

一般社団法人 天理文化の会

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
<b>【売 上 高】</b>		
受取会費等収入	100,000	
助成金収入	11,008,000	11,108,000
<b>【売 上 原 価】</b>		
食 材 仕 入		2,389,199
売上総利益金額		8,718,801
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		9,371,156
営業損失金額		△652,355
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息		16
経常損失金額		△652,339
税引前当期純損失金額		△652,339
法人税、住民税及び事業税		71,001
当期純損失金額		△723,340

## 販売費及び一般管理費

一般社団法人 天理文化の会

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	5,263,900
法 定 福 利 費	691,908
通 信 費	53,988
減 価 償 却 費	107,856
水 道 光 熱 費	466,414
消 耗 品 費	897,268
支 払 手 数 料	135,000
新 聞 図 書 費	47,539
事 業 費	1,428,027
管 理 諸 費	220,000
雑 費	59,256
合 計	9,371,156

# 株主資本等変動計算書

一般社団法人 天理文化の会

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

単位：円

## 株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高	0
-----	--------------	---

## 利益剰余金

### その他利益剰余金

繰越利益剰余金	当期首残高	△823, 155
---------	-------	-----------

当期変動額	当期純損失	△723, 340
-------	-------	-----------

当期末残高	△1, 546, 495
-------	--------------

利益剰余金合計	当期首残高	△823, 155
---------	-------	-----------

当期変動額	△723, 340
-------	-----------

当期末残高	△1, 546, 495
-------	--------------

株主資本合計	当期首残高	△823, 155
--------	-------	-----------

当期変動額	△723, 340
-------	-----------

当期末残高	△1, 546, 495
-------	--------------

純資産合計	当期首残高	△823, 155
-------	-------	-----------

当期変動額	△723, 340
-------	-----------

当期末残高	△1, 546, 495
-------	--------------

# 個別注記表

一般社団法人 天理文化の会

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

この計算書類は、中小企業の会計に関する要領によって作成しています。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。